

令和8年度岩手丸上架修繕工事

仕様書

岩手県水産技術センター

令和8年4月

# 仕 様 書

## 第1章 総則

第1条 この仕様書は、令和8年度岩手丸上架修繕工事の施工について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 修繕は、船舶安全法及び船舶検査規則等の関係法令を順守して施工し、修繕後の船体及び設備等が良好なものとする。

## 第2章 一般事項

第3条 受注者は、この仕様書及び設計図書に基づき実施するものとし、詳細な部分については監督員又は検査員と協議の上、当該船の運航に差し支えないように行なうこと。

第4条 受注者は、工事監督員又は検査員と当該工事について打合せを行うこと。この際協議した事項は、本仕様書と同等の効力を有することとする。

第5条 受注者は、監督員又は検査員の立会いが必要な場合において事前協議の上、必要な旅費等を負担すること。この場合、回航等で発生する旅費及び船舶の燃油代についても含むものとする。

## 第3章 工事概要

第6条 上架は、「船体設計図」等を参考に、船底に設置している測定装置および推進装置等に不具合を与えないよう十分注意して行なうこと。

第7条 滞架中は、船体の固定を十分に行なうこと。

第8条 外板の清掃は、高圧洗浄機（ジェットウォーター）を使用すること。

第9条 船体の塗装工事は設計図書に指定された塗料を使用すること。

第10条 アルミ部材の塗装は、鉄粉等の付着に起因する電位差の発生から起こる腐食の防止を図ること。

第11条 船体に表示されている船名等は、原状どおり復元すること。

第12条 船外及び船内に適切な養生を監督員の指示のもと行うこと。

第13条 木材は、特に指定したもののほか、用途に適する強度を持ったもので、その材質は良好であり、「日本農林規格」に適合したものを使用すること。

第14条 鉄筋材、鋼材は、「日本工業規格」に適合するものを使用すること。

第15条 この仕様書に規定するものほか、この修繕に使用する材料で「日本工業規格」等に規程があるものは、別に指示のない限り、全てこの規格に適合するものを使用すること。

第16条 防蝕装置の新替えにあたっては、「船体設計図」等の関係図面に従って行なうこと。

第17条 主機関、減速機及び主発電機関の修繕に使用する交換部品は、各機器の安全上、それぞれの製造メーカーが製作したものを使用すること。ただし、当該船の所要性能を損なわないと認められるもので、監督員又は検査員の承認を得て変更する場合は、この限りではない。

第18条 不良または不適切な材料を使用した場合、あるいは工事の不良、不適切な箇所等があったときは、監督員または検査員の指示により新替えまたは再施工すること。この場合の経費は、受注者が負担するものとする。

第19条 発注者は、期間内に修繕が完成しがたいと認めるときは、就業員及び設備の補充等必要な措置を命ずることができる。

#### 第4章 完成検査

第20条 修繕が完了したときは、次の項目について工事写真を提出すること。

- ・着手前及び完成写真
- ・使用部材写真
- ・施工工程写真

第21条 引渡しは、下架した当該船の完成検査が全て終了し、検査員が工事の完了を確認したうえで、引渡しを受諾する旨の通告をして行なうものとする。

#### 第5章 その他

第22条 この仕様書に記載した事項について、本来の目的を損なわないと認められる微小な事項に限り、監督員の承認を得てこれを変更することが出来る。